

「商標の一般的違法に関する判断基準」の理解と適用（九）

第三十三条 商標法執行部門による商標登録の悪意ある出願行為の調査・処分は、国家知識産権局に商標登録出願、又は商標登録が「商標法」第四条、第十条第一項第八号、第十三条、第十五条、第三十二条の規定に違反し、又は第四十四条第一項の「詐欺又はその他の不正な手段で登録を得た場合」の事由に該当すると認定された効力を生じた決定又は裁定を参照し、かつ案件の具体的な状況を踏まえて実施することができる。

本条は、商標法執行部門が商標登録の悪意ある出願行為を調査・処分する際の参考根拠を規定している。

「商標法」第六十八条第四項には、「悪意ある商標登録出願に対し、情状に応じて警告、罰金等の行政処罰を与える。悪意ある商標訴訟の提起に対し、人民法院は法に基づき処罰を与える。」と規定されている。

「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」(国家市場監督管理総局令第17号)第三条には、以下のように規定されている。「商標登録出願は、信義誠実の原則を守らなければならない。次に掲げる行為があってはならない。(一) 商標法第4条の規定に該当する、使用を目的としない悪意のある商標を登録出願する行為。(二) 商標法第13条の規定に該当する、他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳する行為。(三) 商標法第15条の規定に該当する、授權されていない代理人、代表者が被代理人又は被代表者の商標を登録出願する行為。契約、業務上の取引関係、又はその他の関係により、他人の先使用商標の存在を知りながら、当該商標を登録出願する行為。(四) 商標法第32条の規定に該当する、他人の既存の先行権利を侵害し、又は他人がすでに使用し、一定の影響のある商標を不正な手段で抜け駆け登録する行為。(五) 詐欺又はその他の不正な手段により、商標を登録出願する行為。(六) その他信義誠実の原則に違反し、公序良俗に反し、又はその他の悪影響がある行為」。第十二条には、「本規定第3条に違反し、悪意ある商標登録出願を行った出願人に対して、商標法第六十八条第四項の規定により、その出願人の所在地又は違法行為発生地の県級以上の市場監督管理部門が情状に応じて警告、罰金などの行政処罰を与える。違法所得がある場合、違法所得の3倍、最高で3万元の罰金を科すことができる。違法所得がない場合、1万元以下の罰金を科すことができる。」と規定されている。

「商標法」第十条に規定されている商標の違法使用行為に対して商標法執行を担当する部門が直接調査することができるのに対し、悪意ある商標登録出願行為の調査処分については、通常、国家知識産権局の発効済みの決定又は裁定を裏付ける必要があるほか、この発効済みの決定又は裁定は判決を下すための十分な要件ではなく、具体的な事件の内容を考慮して判断する必要があることに注意されたい。


事例 14

上海市市場监督管理局が、「火神山」を商標として違法に登録出願した事件を調査処分した事例

武漢火神山病院は、2020年1月27日に設立され、その統一社会信用コードは12420100MB1B8439XPである。

2020年3月3日、国家知識産権局は実体審査段階に入った63件の「火神山」「雷神山」などの悪意ある商標登録出願に対して、法に基づいて拒絶決定を下した。上海市市場监督管理局は、国家知識産権局の「火神山」などの疫病関連商標の拒絶に関する通告及び同局から引き渡された事件の情報に基づいて、管轄区域内の違法行為に対して立件・調査を実施した。調べによると、2020年2月18日、上海諦麒新材料科技有限公司



は、上海佳誠商標代理有限公司に、2つの商品区分に「」商標を登録出願することを委託した。出願番号はそれぞれ第44122152号と第44118486号であった。この事件の定性的問題について、事件調査機関が積極的に上海市知識産権局と協議した後、上海市知識産権局は、国家知識産権局に処分意見の指示を仰いだ。

2021年4月8日、国家知識産権局は、回答の中で、次のように指摘した。2020年1月27日、武漢市衛生健康委員会が武漢火神山(雷神山)病院の設立を承認し、同病院は法人組織として法に基づいて名称権を得た。また、火神山(雷神山)病院は、武漢抗疫前線病院であり、疫病予防コントロール期間中の社会と世論の関心の焦点であり、力と意志を凝集し、疫病に対抗する重要なシンボルの一つであり、特別な意義を有している。火神山(雷神山)病院以外の他の出願人が「火神山」を商標として登録出願した場合には、重大な社会的悪影響を及ぼしやすい。出願人が「火神山」を商標として登録出願する行為は、「商標法」第十条第一項第八号及び「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」第三条第六項に規定される「悪影響を及ぼす行為」に該当し、また「商標法」第

三十二条及び「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」第三条第四項に規定される「他人の既存の先行権利を損なう行為」に該当する。現在の防疫業務の大局を守ることから、「商標法」第六十八条第四項、「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」第十二条の規定に基づいて、重い処罰を与えなければならない。

2021年4月22日、上海市市場监督管理局は、国家知識産権局の回答意見に基づき、また、この事件の具体的な状況を考慮して、当事者に対して1万元の罰金を科す行政処罰を下し、代理機関とその担当者に対してもそれぞれ警告を行うとともに、8万元と0.5万元の罰金を科す行政処罰を下した。

事例 15

上海市松江区市場监督管理局が、上海麦浅貿易有限公司などの悪意ある商標登録出願事件を調査処分した事例

2021年11月1日、上海市松江区市場监督管理局は、上海市知識産権局が国家知識産権局に引き渡した手がかりを受け取った。報告によると、上海麦浅貿易有限公司など6社が、麦浅知的財産権代理(上海)有限公司と共謀して悪意ある登録商標出願、買い占め、転売を行った。上海市松江区市場监督管理局は、特別捜査本部を立ち上げ、7社に対して立件と全面的な調査を実施した。

調べによると、2018年から、麦浅知的財産権代理(上海)有限公司の法定代表者である盛某は、商標譲渡費用の分配などの方式で、親族・友人を説得して相次いで上海麦浅貿易有限公司、江蘇窖真酒業有限公司、劍芒ブランド管理(上海)有限公司、上海鷄魔飲食管理有限公司、沛県好恰食品有限公司、江蘇追夢酒業有限公司など6社を設立させた。また、上記6社を通じて使用を目的としない商標登録出願及び譲渡取引を行った。6社とも実際に経営活動を行っておらず、自社名義の登録商標を使用したことは一度もなかった。2019年11月1日から事件発覚まで、上海麦浅貿易有限公司など6社は麦浅知的財産権代理(上海)有限公司を通じて1058件の商標登録を出願し、504件は承認され登録された。登録に成功した商標は、中細軟、魚爪網、権大師などのプラットフォーム及びWeChatグループ、QQグループにおいて営利目的で譲渡され、事件発覚までに15件の商標が譲渡済み、16件の商標は譲渡途中であった。

2021年12月28日、捜査機関は、上海麦浅貿易有限公司など6社の上記行為が「商標法」第四条第一項及び「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」第三条第一

項の規定に違反し、悪意ある商標登録を出願する違法行為に該当すると認定し、加えて、「商標法」第六十八条第四項、「行政処罰法」第二十八条第二項及び「商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定」第十二条の規定に基づいて、上記会社に対して警告を行い、計 2.3 万円の違法所得没収、9.5 万円の罰金という行政処罰を行った。さらに、麦浅知的財産権代理(上海) 有限会社及びその法定代表者に対しても、別件において性分をした。

第三十四条 この基準の解釈権は国家知識産権局に帰属する。商標の権利付与・権利確認に及ぶ場合は、「商標審査審理基準」を適用する。

本条は「基準」の実施過程で直面した問題・状況についての国家知識産権局による解釈を規定している。

「制定者は解釈者なり」という原則に基づいて、本条は「基準」の解釈機関が「基準」の制定機関、即ち国家知識産権局であると規定している。国家知識産権局がその公式 WeChat、公式サイト、「中国知的財産権報」で発表した「〈商標一般違法判断基準〉の理解と適用」は「基準」の公式解釈であることを指摘したい。

また、本条はさらに「商標の権利付与・権利確認に及ぶ場合は、「商標審査審理基準」を適用する」と明らかにした。

第三十五条 この基準は 2022 年 1 月 1 日から施行する。

本条は「基準」の施行日が 2022 年 1 月 1 日であることを規定している。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/11/18/art_66_180384.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。